

2017年1月31日
ニフティ労働組合30号

ニフティ株式会社
代表取締役社長
三竹 兼司 殿

ニフティ労働組合
執行委員長
西原 俊輔



要求書

ニフティ労働組合は、ニフティ株式会社に対し、会社分割に際して、組合員の労働条件や権利の保護のために、下記の対応を要求します。

記

1. 組合員の理解と協力を得る努力

会社分割に際して、分割計画書等作成の作業段階で早期に労働組合との協議を開始し、また、組合員への説明会等を通じて、理解と協力を得るよう努めること

<要求根拠>

- ・ 労働契約承継法第7条では、会社分割に際して、労働者の理解と協力を得るよう努めることが求められている
- ・ また、労働契約承継法施行規則第4条では、労働組合との協議その他これに準ずる方法によって労働者の理解と協力を得るよう努めなければならないとされている
- ・ 加えて、指針で、この協議の開始時期は、商法附則第5条の労働者との事前協議の開始以前とされており、その後も必要に応じて、適宜行われるものと定められている

2. 労使による事前協議の徹底ならびに労働協約の整備

前項記載の通り、労働契約承継法第7条および労働組合承継法施行規則第4条に基づき、ニフティ労働組合との事前協議を行うこと。当協議においては、以下事項の確認をはじめ、組合員の身分や雇用・労働条件に影響を与えかねない経営施策についても必ず対象とし、労使協議を通じて確認された内容について、分割計画書等や労働協約に確実に反映されていること

<内容>

- ・ 会社分割の目的
- ・ 分割会社、新設会社・承継会社の事業計画
- ・ 分割される事業の範囲
 - 会社分割が新たな成長と発展にとって欠かせない事業構造改革の一環であり、組合員にとっては新たな雇用の創出や確保につながるものであるかどうか
- ・ 分割に伴う人事上の取り扱い
 - 新設会社・承継会社へ移動となる組合員の特定
 - 移動できない組合員の取り扱い
 - 移動は、労働契約承継法に基づいて労働協約が包括継承されるか、包括継承されないのか。包括継承されない場合は、別途移動として、転籍とするのか、出向とするのか
- ・ 新設会社・承継会社の労働条件、就業場所など
 - 労働協約、就業規則または労働契約で規定されている労働条件
 - 勤続年数の通算
 - 権利義務となっている福利厚生
 - 労働契約となっている企業年金の受給権
- ・ 年金基金や健康保険組合
 - 分割会社の基金や健保組合に加入するのか、あるいは、新設会社・承継会社で新たに基金を設立するのか
- ・ その他、組合員の身分や雇用・労働条件に影響を与えかねない経営施策の有無・内容

3. 労働契約の承継に関する組合員への通知

労働契約承継法第2条第1項および労働契約承継法施行細則第1条に基づき、労働契約の承継に関する異議を述べる機会を与えるために、可及的速やかに、ニフティ株式会社に従事している全組合員に対して、以下内容の通知を書面により行うこと

<内容>

- ・ 当該組合員が承継される事業に主として従事する者か否か
- ・ 承継される事業の概要
- ・ 分割後の会社の名称、所在地、事業内容および雇用する労働者数
- ・ 分割の時期
- ・ 当該組合員が従事することが予定されている業務の内容、就業場所、就業形態
- ・ 分割会社および新設会社・承継会社が負担すべき債務の履行の見込みがあること、ならびに、その理由
- ・ 当該組合員の異議申し立てが出来ること、ならびに、申し出を受理する部門と担当者

4. 労働協約の承継に関する労働組合への通知

労働契約承継法第2条第2項および同第6条に基づき、ニフティ労働組合に対して、分割計画書等を承認する株主総会の2週間前までに以下内容の通知を書面で行うこと

<内容>

- ・ 承継される事業の概要
- ・ 分割後の会社の名称、所在地、事業内容および雇用する労働者数
- ・ 分割の時期
- ・ 分割会社および新設会社・承継会社が負担すべき債務の履行の見込みがあること、ならびに、その理由
- ・ 新設会社・承継会社に移動する組合員の範囲
- ・ 承継する労働協約の内容

以 上

